

高知大学設備整備計画検討委員会規則

〔平成26年4月23日〕
規則第4号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第53条第1項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に設置する設備整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、本学における教育研究の推進に資する設備の整備に関し、全学的な調整を行う。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における教育研究の推進に資する設備の整備計画の策定に関すること。
- (2) 全学の設備要求の調整・申請等に関すること。
- (3) その他本学における教育研究の推進に資する設備の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・医療・評価・IR担当）
- (2) 理事（教育担当）
- (3) 研究を担当する副学長
- (4) 教育を担当する副学長
- (5) 設備サポート戦略室職員のうちから理事（研究・医療・評価・IR担当）が指名する者 1名
- (6) 総合研究センター長
- (7) 総合研究センター生命・機能物質部門長
- (8) 財務部長
- (9) 研究国際部長
- (10) 学務部長

(11) その他委員長が必要と認めた者 若干人

- 2 委員会に委員長を置き、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第6条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第99号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日規則第22号）

この規則は、平成30年6月27日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。